

千原弁護士の

特商法の
エキスパート

法律Q&A

サブリの効能を書いた冊子を利用した販促活動、注意点は

質問

ネットワークビジネス（NB）会社を

経営しています。当社のサブリアの良さを

が出版した、サブリアに配合されているサブリ素材Xの効能を書いた冊子を活用することを予定しています。当社の会員には、それを見て勉強し、販促活動に役立ててもらおうと思っています。ただ社内では薬機法への抵触を問題視する声も出ています。注意点を教えてください。

（NB会社社長）

の連絡先や、HPのリンクが、消費者が容易に認知できる形で表示・記載されていると、貴社自身の広告」とされ、直ちにアウトとなります。

（2）そのような記載がなくとも、次の問題があります。厚労省から「無承認認可医薬品の販促指針について」というマニュアルが出てお

り、効能効果の標榜については、特定商売名（以下商品名と記載します）を示していない場合であっても「商品名の説明を求める書上提供した商品名を明示するもの」として、商品の購入申込書とともに送付する等により商品の説明を行っているときは、当該

薬機法や特商法に注意が必要

（3）違反のリスクですが、薬機法68条、66条、項の「広

（1）まず、ガイドラインでは「特定の商品又は成分の健康保持増進効果等に関する書籍や冊子、HP等の形態をとっているが、その説明の付近に当該食品の販賣業者の連絡先やホームページへのリンクを一般消費者が容易に認知できる形で記載している」ものには広告に該当するとしています。

貴社の冊子に当てはめる

と、無関係の著者が執筆した冊子であっても、素材Xや成分の医薬品的な効能・効果を生かして、冊子に貴社を

プロフィール

1961年東京生まれ。85年司法試験合格。88年早稲田大学法学部卒業。88年に弁護士登録して、さくら共同法律事務所に入所し、94年より経営弁護士。第二東京弁護



士会所属。現在、約170社（うちネットワークビジネス企業約90社）の企業・団体の顧問弁護士を務める。会社法などの一般的な法分野に加え、特定商取引法・割賦販売法・景品表示法・知的財産法を専門分野とし、業界団体である全国直販流通協会の顧問を務める。著書に「Q&A連鎖販売取引の法律実務」（中央経済社）などがある。

告規制、特定商取引法36条の「誇大広告等の禁止」等には、業務停止処分の対象になります。

特に、薬機法68条の承認認可医薬品の広告の禁止に関連しては、サブリに関して「がん」

効」等といった金に関わる広告をした事例において、逮捕有罪（執行猶予と罰金）があり、虚偽・誇大」となる

当し、薬機法66条1項にも該当し、2012年8月1日から施行されている「課徴金」制度（同法5条の2）の対象となります。

同時に、特商法規制では、冊子を発行して、販売活動に利用する場合、仮に別の著者名であっても、薬機法や特商法について、会社が直接宣伝すると同程度の注意を払う必要があります。

（4）結論として、貴社が、冊子を利用して、販売活動に利用する場合、仮に別の著者名であっても、薬機法や特商法について、会社が直接宣伝すると同程度の注意を払う必要があります。

Xの効能について、現在の客観的な研究状況等を消費者に誤解のない状況に表示し、生活改善等であれば、健康な生活習慣をサポートするものであること、記載内容にも注意を払う必要があります。